

利用料金が免除となる手帳交付者について

- ※ 手帳とは、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳です。
これらの手帳を、総合受付の職員にご提示いただき、確認ができた場合、利用料金が無料となります。
- (手帳の種類及び写真、氏名、手帳番号、障がい名、等級、障がいの程度等が分かる部分のコピーでも可能ですが、写真が不鮮明なものは、受け付けることができない場合もありますので、ご了承ください。)

利用料金が免除となる介護人について

- ※ 介護人の方は、手帳交付者の方が下に記載する障がいの区分及び等級の場合、交付者の方1名につき1名が無料となります。

◆ 身体障がい者手帳の場合

- 1級若しくは2級及び次の区分毎の各等級の手帳交付者の介護人
視覚障がい（3級及び4級の全て）
聴覚障がい（3級）
下肢不自由（3級の全て）
体幹不自由（3級）
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい 移動機能障がい（3級）
（一下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
心臓機能障がい（3級及び4級）
じん臓機能障がい（3級及び4級）
呼吸器機能障がい（3級及び4級）
ぼうこう又は直腸の機能障がい（3級）
小腸機能障がい（3級及び4級）

◆ 精神障がい者保健福祉手帳の場合

- 1級若しくは2級の手帳交付者の介護人

◆ 療育手帳の場合

- 手帳交付者の介護人

